

参考資料

資料1	自動体外式除細動器(AED)とは……………	1
資料2	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により 除細動が実施された件数……………	2
資料3	AEDの設置状況……………	3
資料4	「AEDの点検をしていますか」(厚生労働省ホームページ公表資料)……………	4
資料5	市町村におけるAEDの設置、登録及び公表の状況(アンケート調査結果等) ……	5

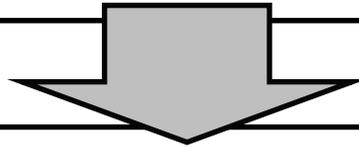
〔別添〕

自動体外式除細動器(AED)とは

- 心臓が心室細動を起こし心肺停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す(除細動する)医療機器
- AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定(平成16年厚生労働省告示第297、298号)
 - ・「高度管理医療機器」(第2条第5項)

医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。)において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
 - ・「特定保守管理医療機器」(第2条第8項)

医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- AEDの使用は医療行為であるため、①医師、②医師の指示の下での看護師、③救命救急士等の使用に限定



- しかし、平成16年7月、厚生労働省通知により、一定条件の下、非医療従事者もAEDの使用が可能

(参考)「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(抜粋)
(平成16年7月1日付け医政発第0701001号、厚生労働省医政局通知)

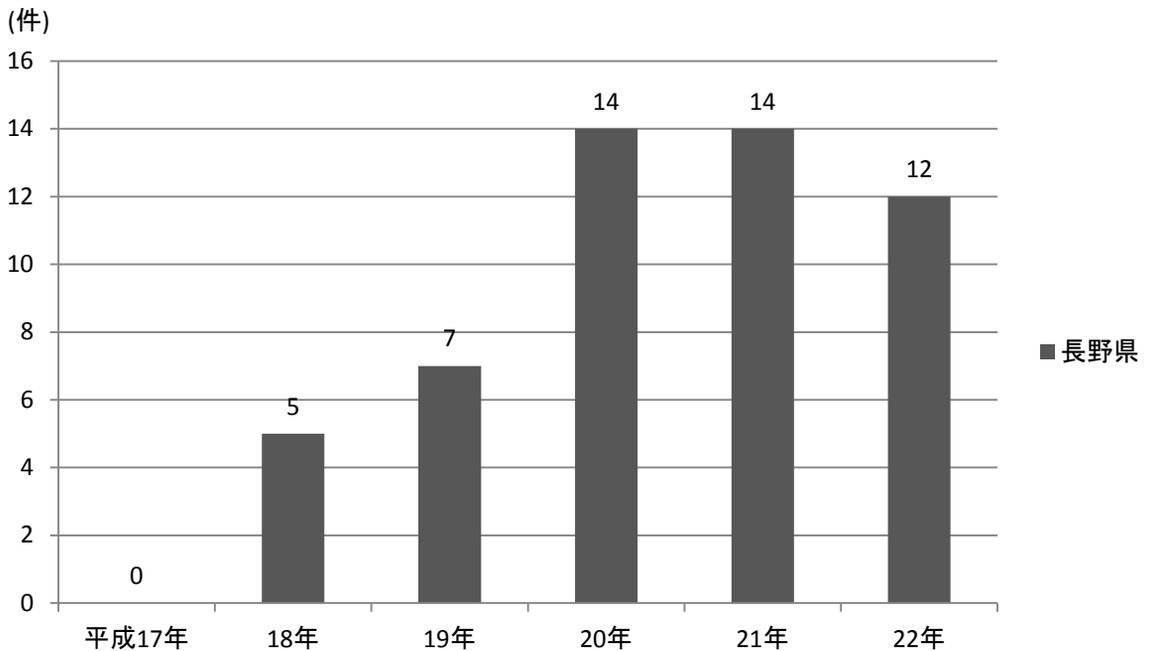
 - 1 AEDを用いた除細動の医行為

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者(以下、「心停止者」という。)に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。
 - 2 非医療従事者によるAEDの使用
 - ・ 救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることは、一般的に反復継続性が認められず、医師法違反にはならないものと考えられる。
 - ・ 一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者が、AEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件は、以下の4条件によるものとする。
 - ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
 - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
 - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
 - ④ 使用されるAEDが、医療用具として薬事法上の承認を得ていること

心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数

- 心肺機能停止傷病全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数は、年々増加している。
- 長野県における一般市民により除細動が実施された件数は、平成17年は0件であったが、平成22年は12件となっている。

表 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された件数



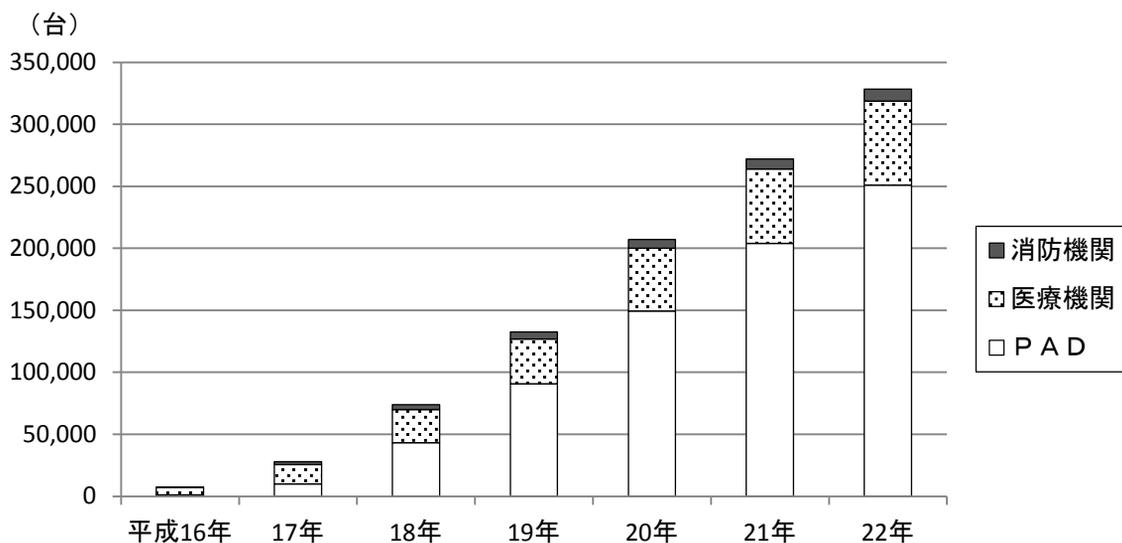
	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
長野県	0	5	7	14	14	12
全国	92	264	486	807	1,007	1,298

(注) 総務省消防庁の資料に基づき当事務所にて作成

AEDの設置状況

- AEDの個別の設置箇所や設置台数は把握できていない。
- 厚生労働省科学研究費補助金を活用した研究結果(注)によると、AED販売台数(累計)は延べ32万8,321台(平成22年12月現在)。
これらのうち、一般市民が利用可能な除細動器(PAD(Public Access Defibrillation))は、延べ25万1,030台(77%)であり、長野県におけるPADの設置数は、4,906台である。

表① 年別AEDの普及状況



	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
PAD	1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030
医療機関	5,946	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644

表② 長野県におけるPADの設置数の推移

(台)

	平成20年	21年	22年
長野県	2,760	4,090	4,906

(注) 「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」
研究代表者: 丸川征四郎(医療法人 医誠会 医誠会病院)
研究期間: 平成21年4月1日～24年3月31日の3年間

AEDの点検をしていますか？



緊急時に、AED(自動体外式除細動器)を正常にご使用いただくために、日頃からAEDの点検をお願いします。また、バッテリー等には使用期限や寿命があり、設置してから日時が経過している場合には、注意が必要です。

いざというときに、AEDをきちんと使用できるように、AEDの設置者は、特に以下の点に注意して、日常点検等を実施して下さい。

1. インジケータの確認

AEDには、AEDが正常かどうかを示すインジケータ*が付いています。

点検担当者は、日常点検として、このインジケータの表示を日常的に確認・記録しましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

2. 電極パッドやバッテリーの交換

AEDの電極パッドやバッテリーには、使用期限や寿命があります。

AEDを正常に作動させるために、これらの消耗品の交換時期を表示ラベル*で把握し、適切に交換しましょう。

* 各製造販売会社より、購入店等を通じて提供されます。

※ 以上の日常点検や消耗品の交換などについてご不明な点は、お手持ちのAEDの購入店やメーカーにお問い合わせ下さい。

製造販売業者	大宇ジャパン株式会社	日本光電工業株式会社	日本メトロニック株式会社	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	アドミス株式会社	オムロンヘルスケア株式会社
製品名	パラメディック (Paramedic) アイパッド (IPAD)	カルジオライフ (cardiolife)	ライフパック (LIFEPAK)	ハートスタート (HEARTSTART)	ZOLL AED Plus 半自動除細動器	パワーハートG3 HDF-3000
お問い合わせ先	0120-910-256 又は 03-3224-7143	AED保守受付 センター 0120-233-821	ライフパック お客様センター 0120-715-545	AEDコール センター 0120-802-337	AEDコール センター 0800-222-0889	AEDカスタマー サポート センター 0120-401-066
ホームページ (URL)	http://aed.dae-woo.co.jp/	http://www.aed-life.com/	http://www.metronic-lifepak.com/	http://www.philips.co.jp/	http://www.admis.co.jp/	http://www.aed.omron.co.jp/

《AEDの設置情報登録のお願い》

AEDの設置に関する情報は、AEDの設置場所の把握や、メーカーから設置者の皆様にお手持ちのAEDに関する重要な安全性情報を提供するために、とても重要です。

AEDを適切に管理するためにも、未登録のAEDをお持ちの場合、新規設置時及び設置場所の変更時等には、設置情報登録にご協力下さい。(登録した情報は、非公開とすることも可能です。)

※ 設置情報登録の方法は、お手持ちのAEDの購入店やメーカー(上記参照)にお問い合わせ下さい。

(参考)財団法人日本救急医療財団 AED設置場所検索 <http://www.aqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111(代表)

AEDの管理等についての詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/>

市町村におけるAEDの設置、登録及び公表の状況
(アンケート調査結果等)

◎ 長野県内77市町村に対し、アンケート方式により、下記の事項について、平成24年5月1日時点の状況を調査した。

1 市町村が把握しているAED設置施設数

- 77市町村から提供されたAED設置施設一覧表等を基に市町村が把握しているAED設置施設総数を集計したところ、77市町村におけるAED設置施設総数は2,914施設であった。

(注) 1 各市町村のAED設置施設一覧表等は、作成時点及び把握対象範囲(民間施設等の有無等)が区々となっている。

2 夏季又は冬季のみ設置している施設も1施設として数えた。

- 最も多くAED設置施設を把握している市町村は、長野市で529施設(平成24年3月2日時点)、次いで、上田市の245施設(平成24年4月1日時点)、松本市の122施設(平成24年5月2日時点)であった。

【参考1】長野県ホームページの「県有施設におけるAED(自動体外式除細動器)設置一覧(平成20年3月14日現在)」には、177施設が掲載されている。

【参考2】一般財団法人日本救急医療財団に登録されている長野県内のAED設置施設数は3,817施設である(平成24年7月2日現在)。

2 市町村関連施設にAEDを設置している市町村数

- 77市町村において市町村関連施設にAEDが設置されているが、市役所・町村役場にAEDを設置していないところが12市町村あった。
- 市役所・町村役場にAEDを設置していない理由は、次のとおりであった。
 - ・ 市役所・町村役場併設施設又は近隣施設にAEDが設置されている(3市町村)。
 - ・ 市役所・町村役場に設置する必要性が低い(1市町村)。

3 AED設置施設(市町村関連施設)の一般財団法人日本救急医療財団への登録状況

- 市町村関連施設の同財団への登録状況は、次のとおりであった。
 - ・ 登録している(20市町村)。

- ・ 一部登録している（14 市町村）。
 - ・ 登録していない（不明含む。）（43 市町村）。
- （注）「登録している」と回答した 20 市町村について、当事務所が同財団のホームページで確認したところ、i）市役所・町村役場の登録がなかったところが 8 市町村あり、ii）全ての市町村関連施設の登録を確認できた市町村は一つもなかった。
- 同財団に登録していない理由は、次のとおりであった。
 - ・ 同財団又は登録制度を知らなかった（17 市町村）。
 - ・ 登録は各施設に任せていた（4 市町村）。
 - ・ 販売業者から説明がなかった（2 市町村）。
 - ・ その他（登録する必要がないと判断した等）（3 市町村）。

【参考 3】 市町村独自の A E D 設置情報登録制度を設けている市町村が、1 市町村あった。

4 市町村関連施設以外の A E D 設置施設（国・県・民間施設）の把握

- 市町村関連施設以外の A E D 設置施設（国・県・民間施設）の把握状況は、次のとおりであった。
 - ・ 把握している（17 市町村）。
 - ・ 一部把握している（49 市町村）。
 - ・ 把握していない（11 市町村）。

（注）A E D 設置者には国・県・市町村に報告する義務はない。
- 市町村関連施設以外の A E D 設置施設（国・県・民間の施設）の把握に関して、次のような意見があった。
 - ・ 管内全ての A E D 設置施設を把握することが望ましいので、把握に努めたい（18 市町村）。
 - ・ 設置者に設置義務や設置届出義務がないなどのため、管内全ての A E D 設置施設を把握することは、困難である（16 市町村）。
 - ・ 主要なもの、公共性の高いものを把握しておけば十分で、管内全ての A E D 設置施設を把握する必要はない（9 市町村）。
 - ・ A E D の設置が義務付けされない限り、設置状況を把握しても、活用に至らない（1 市町村）。

5 ホームページにおける A E D 設置施設の公表状況

- ホームページにおける A E D 設置施設の公表状況は、次のとおりであった。
 - ・ 公表している（32 市町村）。
 - ・ 公表していない（45 市町村）。

（注）1 「公表している」には、広域連合で一つのホームページを作成し、A E D 設置施設を公表している 8 市町村を含む。

2 「公表していない」には、広域消防の関係で他の市町村のホームページで公表さ

れている5市町村、設置施設の一部（特定の事業でAEDを導入した施設）のみ公表している1市町村を含む。

【参考4】当事務所がホームページにおける掲載事項の状況を調査した結果、次のとおり、設置施設名以外の事項を公表しているところがあった。

- ・施設の住所（14市町村）
- ・施設の地図（16市町村）。
- ・施設の電話番号（10市町村）

【参考5】市町村のホームページのAED設置情報の中には、最終更新日が平成21年5月のものがあった。

- ホームページで公表していない45市町村におけるAED設置施設の住民への周知状況は、次のとおりであった。
 - ・ 広報誌、防災ハザードマップ及びその他配布物で住民に公表・周知している（9市町村）。
 - ・ 特に住民に公表・周知していない（36市町村）。
- AED設置施設を公表・周知していない理由は、次のとおりであった。
 - ・ ホームページ等による公表を現在検討中又は準備中である（12市町村）。
 - ・ 施設において表示しているので、公表の必要性ない（4市町村）。
 - ・ 施設は常に誰でも入れる場所でないため、公表していない（2市町村）。
 - ・ その他（住民からの要望がない、設置台数が少ないなど）（7市町村）。

6 AEDの設置や普及等に関する意見・要望

- 台数が増加するにつれ、バッテリー、電極パッドなどの費用負担が増加し、維持が困難になる。国や県は、補助制度を拡充してほしい（5市町村）。
- 計画的な設置とともに使用方法の講習会等による周知が必要である（3市町村）。
- 設置、登録制度等の情報を適宜わかりやすく流してほしい（2市町村）。
- 電極パッドの使用期限が長くなれば、設置施設が増加するのではないか（1市町村）。
- 高齢者の多い山間地域では取扱いのできる人に制限がある（1市町村）。
- 使用に当たって音声ガイダンスがあるが、言葉の通じない子供や高齢者などのために色分けで案内をするなどの工夫が必要ではないか（1市町村）。